

令和5年度「木造建築物の組立て等作業主任者技能講習」のご案内

鹿児島労働局長登録教習機関	
事務所の名称	建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部
事務所の所在地	〒890-8512 鹿児島市鴨池新町6-10
電話等	[電話] 099-257-9211 [FAX] 099-257-9214
登録番号	2-8
登録年月日	平成21年3月31日
登録更新年月日	平成31年3月31日
登録の有効期間満了日	平成36年3月30日

1 受講資格

木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業に3年以上従事した経験を有する者に限ります。

2 講習年月日、会場

別掲の【令和5年度 技能講習・安全衛生教育等実施予定表】のとおり

3 講習の開始及び終了時刻（途中休憩を含む）

- * 受付は、講習開始時刻の30分前から行います。
- * 講習の開始時刻に遅刻しないようお願いします。

	講習開始時刻		講習終了時刻	
1日目	9:00		17:15	
2日目	全科目受講者	9:00		17:15
	科目一部免除者	A	14:35	
		B	12:55	
C	14:35			

4 講習科目・時間等

* 表中「○」は受講が必要な科目、「×」は科目一部免除者の受講が不要な科目です。

日程	講習科目	講師	講習時間	全科目	科目一部免除者		
					A	B	C
1日目	(1) 構造部材の組立て、屋根下地の取付け等に関する知識	当支部 専属講師	7時間	○	○	×	×
2日目	(1) 工事用設備、機械、環境等に関する知識		3時間	○	×	×	×
	(2) 作業者に対する教育等に関する知識		1.5時間	○	×	○	×
	(3) 関係法令		1.5時間	○	○	○	○
	(4) 修了試験		1時間	○	○	○	○
合計時間			14時間	14時間	9.5時間	4時間	2.5時間

5 科目の一部免除者

A 2日目の「(1) 工事用設備、機械、環境等に関する知識」及び「(2) 教育等に関する知識」の科目を免除できる方は、次のいずれかの技能講習修了者です。

- ① 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習
- ② 足場の組立て等作業主任者技能講習
- ③ 鉄骨の組立て等作業主任者技能講習
- ④ 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習

B 1日目の「(1) 構造部材の組立て、屋根下地の取付け等に関する知識」及び2日目の「(1) 工事用設備、機械、環境等に関する知識」の科目を免除できる方は、次のいずれかに該当する方です。

- ① 職業能力開発促進法施行規則別表第2の「建築施工系木造建築科」、「とび科」又は「同プレハブ建築科」の訓練を修了した者
- ② 職業能力開発促進法施行規則別表第6の「居住システム系建築科」又は「同住居環境科」の訓練を修了した者
- ③ 改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第3の訓練科の欄に掲げる「建築科」、「とび科（木造軸組みについての技能を専攻した者に限る）」又は「プレハブ建築科（木質構造施工についての技能を専攻した者に限る）」の訓練を修了した者
- ④ 平成5年改正前の能開法規則別表第3の2の訓練科の欄に掲げる「建築科」の訓練を修了した者
- ⑤ 専修訓練課程の普通職業訓練のうち、53年改正省令による改正前の職業訓練法規則別表第2の訓練科に掲げる「建築科」、「とび科（木造軸組みについての技能を専攻した者に限る）」又は「プレハブ建築科（木質構造施工についての技能を専攻した者に限る）」の訓練の例により行われる訓練を修了した者
- ⑥ 旧訓練法第8条第1項の養成訓練のうち、53年改正省令による改正前の職業訓練法規則別表第2の訓練科に掲げる「建築科」、「とび科（木造軸組みについての技能を専攻した者に限る）」又は「プレハブ建築科（木質構造施工についての技能を専攻した者に限る）」の訓練を修了した者
- ⑦ 職業能力開発促進法施行規則別表第4の「建築科」、「とび科（木造軸組みについての技能を専攻した者に限る）」又は「プレハブ建築科（木造軸組みについての技能を専攻した者に限る）」の訓練を修了した者
- ⑧ 職業能力開発促進法施行令別表第1の「建築大工」又は「とび」に係る1級又は2級の技能検定に合格した者

C 1日目の「(1) 構造部材の組立て、屋根下地の取付け等に関する知識」、2日目の「(1) 工事用設備、機械、環境等に関する知識」及び「(2) 作業員に対する教育等に関する知識」の科目を免除できる方は、次に該当する方です。

- ① 職業能力開発促進法施行規則別表第11の「建築科」、「とび科」又は「プレハブ建築科」の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者

6 受講料（1人当たり）及びテキスト代（1冊当たり）

別掲の【令和5年度 技能講習等受講料・テキスト代】の「税込額」のとおり。

- ・ 建災防鹿児島県支部会員事業場の受講者については、テキスト代を建設業労働災害防止協会鹿児島県支部が負担しますので、受講料のみとなります。

7 申込み、受講料及びテキスト代の納付方法

（申請書に記載された個人情報、本講習の目的以外に使用することはありません。）

- ・ 申込書には、申込者の本人確認等のため、自動車運転免許証等の写しを添付してください。
- ・ 納付された受講料、テキスト代は、原則としてお返しできませんので、ご承知おきください。

- (1) 受講申込書に必要事項を記入のうえ、郵送により受講希望日の6週間前から3週間前までに「建設業労働災害防止協会鹿児島県支部」(下記8)にお申込みください。
なお、宛先を書き所要の切手を貼った返信用封筒を同封してください。
- (2) 受講料、テキスト代は、講習を開催することになった時点で、別途送付する請求書に基づき当方の口座に入金してください。

8 申込み(問合わせ)先

建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部

(〒890-8512 鹿児島市鴨池新町6-10 電話 099-257-9211 F A X 099-257-9214)

9 募集定員

- ・ 定員は100名以内となっています。(会場等の都合でこれ以下にする場合もあります。)
- ・ 申込みの受付順で定員になり次第締め切りますので、早めにお申し込みください。
- ・ 申込みが30名に満たない場合、あるいはその他やむをえない事由により、開催時期の変更、または取り止める場合がありますので、ご承知置きください。

10 修了証の交付

所定の科目、時間を全て受講し、修了試験に合格した方には、後日、修了証を交付します。